

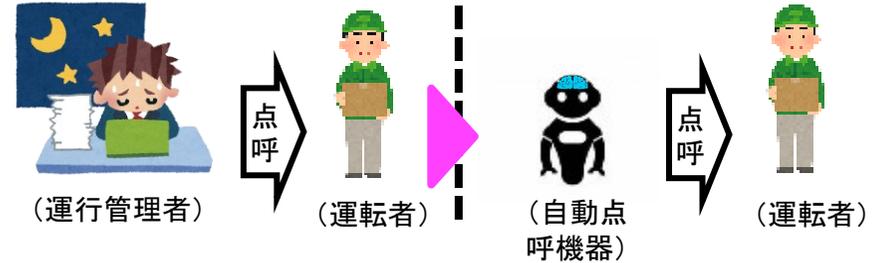
業務前自動点呼の実施状況・要件案について

令和6年度 第2回「運行管理高度化ワーキンググループ」

業務前自動点呼検討のスケジュール

業務前自動点呼の導入

業務前自動点呼の導入に向け、点呼支援機器が点呼における確認、指示事項の一部又は全部を代替できるよう、機器の具体的な要件を検討。

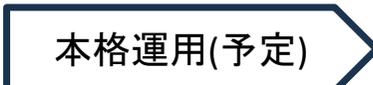


(令和5年度)
事業者・機器を限定して実証実験を実施し、機器要件等の要件の素案検討



(令和6年度)
先行実施を通して、実施事例を増やし、制度化に向けた要件の検討を実施

検討スケジュール

令和5年度	令和6年度	令和7年度
		
		
		

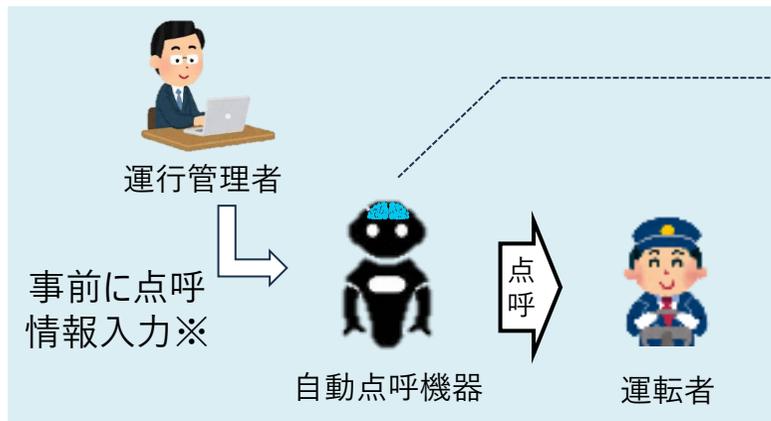
*1先行実施参画事業者を現在募集中 (募集は令和6年12月末まで)

業務前自動点呼の取組方針

令和5年度 第3回 運行管理高度化WG 資料引用

- 令和5年度に実施した業務前自動点呼の実証結果及び委員のご意見を踏まえ、令和6年度から業務前自動点呼の先行実施が可能となるよう、「業務前自動点呼の先行実施要領」を発出し、実証の位置づけで希望する事業者を募ることとする。
- 業務前自動点呼の先行実施中は定期的に国土交通省に対して実施状況に関する報告を求め、特に乗務不可となった事案や、健康状態の悪化により運行の中断に至ったケースなどは、当時の状況の詳細（運転者の自己申告状況やバイタルデータなど）について個人が特定されない形で報告を求めることとする。
 - 令和6年度業務前自動点呼の先行実施においては、機器メーカーにも造り込みのご協力を依頼し、使用する機器については、事前に国交省にて先行実施要件に合致するか確認し、事業者に運用いただく。
 - 特にバイタルデータの取得に関しては機器にて業務前自動点呼を受ける運転者ごとに基準値、判定基準の設定ができるようにしており、その設定の仕方についても先行実施を通じて事業者から情報収集し、健康状態把握の确实性について確認する。

【業務前自動点呼イメージ】



【業務「後」自動点呼機器からの主な変化点】

異常が見られた場合に点呼を終了又は中断し、中断した場合には運行管理者の操作により再開できる機能を有する。

現状機器認定を受けている業務「後」自動点呼機器では業務「前」自動点呼は実施不可

※実施予定時刻が設定されている運転者のみ業務前自動点呼を受けることができる

想定される業務前自動点呼の流れ (R6年度 先行実施要領 時点)

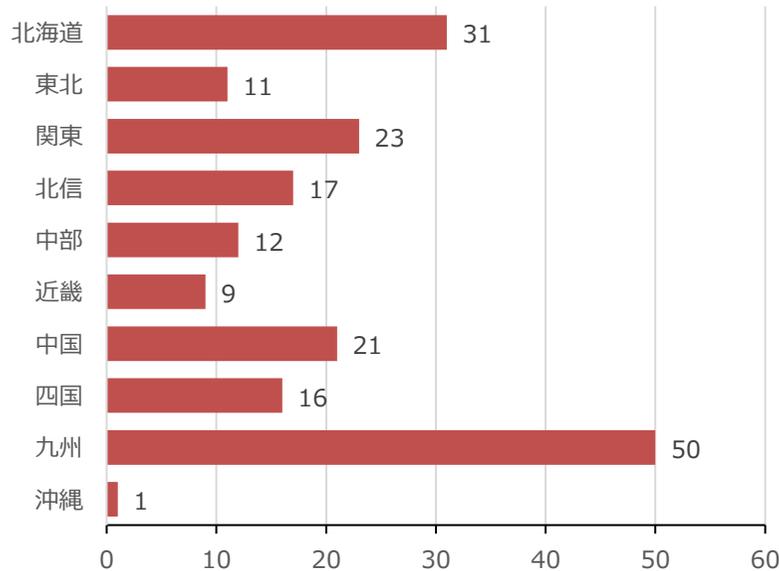
運転者の状況・申告	機器の対応	運行管理者の対応
異常なし	乗務可判断	なし (点呼が適正に実施されていたか適宜動画等で確認)
アルコール検知有 車両異常有	乗務不可判断(自動点呼終了) →運行管理者に通知	・運転者との連絡 ・交替運転者の手配 等
健康状態等の異常有 等	自動点呼中断 →運行管理者に通知	・運転者との連絡 ・乗務可否判断 →可と判断した場合は自動点呼の再開 →不可と判断した場合は交替運転者の手配等の措置

令和6年12月13日時点、先行実施への144の事業者から申請を受け付けて実施を進めている

■ 先行実施 申請集計 (一つの事業者で複数の業態の種別を申請している場合あり)

事業の種別	事業者数	営業所・車庫数
一般貨物	136	172
一般乗用	1	1
一般乗合	1	1
一般貸切	10	16
特定旅客	1	1

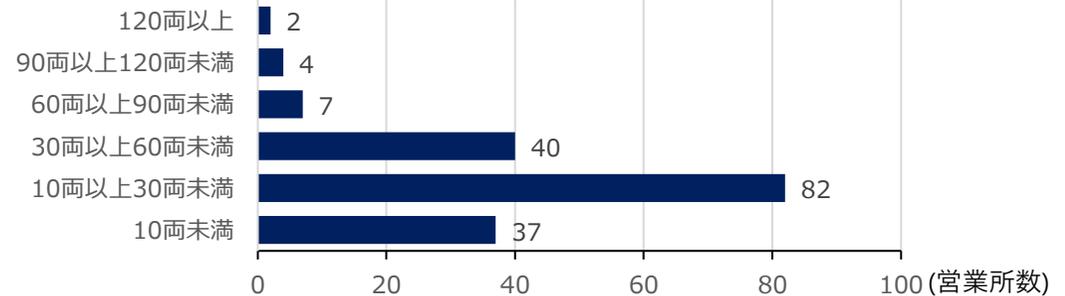
■ 先行実施 申請受付運輸局内訳 (営業所・車庫ベース)



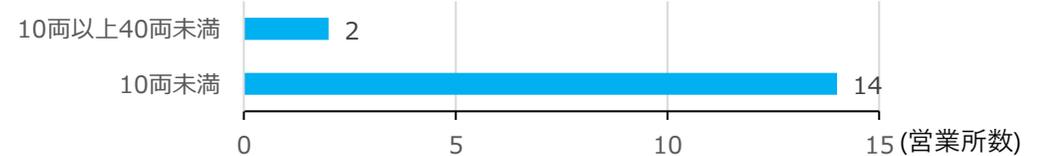
北海道・九州で申請多い状況

■ 先行実施 申請事業者規模

【一般貨物】



【一般貸切】



【一般乗用】【一般乗合】【特定旅客】は10両未満が各1営業所

貨物は30両未満の営業所で約69%を占める

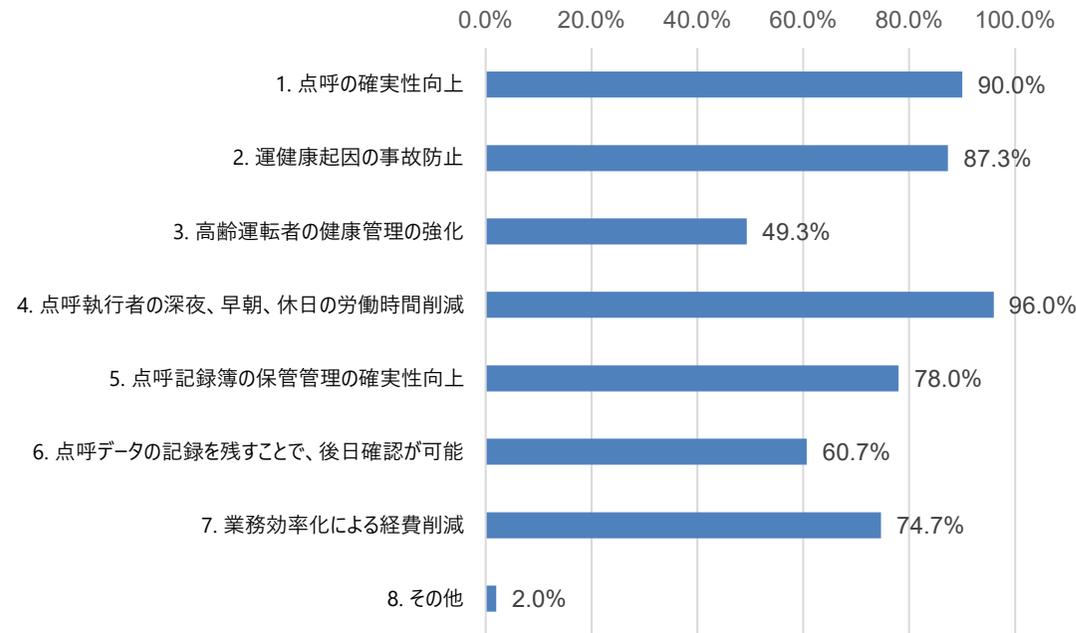
- 令和6年12月17日時点、点呼機器メーカーからの問い合わせに対し、先行実施の機器要件を満たすことが確認できたのは、7社9製品である。

メーカー	業務前自動点呼製品の概要
A社	<ul style="list-style-type: none"> ● 運転者が使用する機器は、タッチパネル式のパソコン、アルコール検知器、体温計、血圧計、免許証リーダー、カメラ、マイク、スピーカーである。 ● <u>体温・血圧は点呼内でのみ測定可能。</u>
B社	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>デスクトップ版1種およびロボット版2種を提供。</u> ● 運転者が使用する機器は、パソコンorロボット、アルコール検知器、体温計、血圧計、（免許証リーダー）である。 ● 体温・血圧は、<u>デスクトップ版では事前測定が可能であり、またロボット版では事前測定のみ対応。</u>
C社	<ul style="list-style-type: none"> ● 運転者が使用する機器は、操作用タブレット、アルコール検知器、体温計、血圧計、免許証リーダーである。 ● <u>体温・血圧は点呼内でのみ測定可能。</u>
D社	<ul style="list-style-type: none"> ● 運転者が使用する機器は、パソコン、静脈認証機器、アルコール検知器、体温計、血圧計、免許証リーダー、カメラである。 ● <u>体温・血圧は事前測定が可能。</u>
E社	<ul style="list-style-type: none"> ● 運転者が使用する機器は、カメラ機能付きパソコン、静脈認証機器、アルコール検知器、体温計、血圧計である。 ● <u>体温・血圧は事前測定が可能。</u>
F社	<ul style="list-style-type: none"> ● 運転者が使用する機器は、ロボット、アルコール検知器、体温計、血圧計、免許証リーダー、カメラである。 ● <u>体温・血圧およびアルコールが事前測定可能。</u> ● 点呼中断時、運行管理者はタブレットからも点呼再開や理由入力等の操作が可能。
G社	<ul style="list-style-type: none"> ● 運転者が使用する機器は、ロボット、アルコール検知器、体温計、血圧計、免許証リーダー、カメラである。 ● <u>体温・血圧およびアルコールが事前測定可能。</u> ● 点呼中断時、運行管理者はタブレットからも点呼再開や理由入力等の操作が可能。

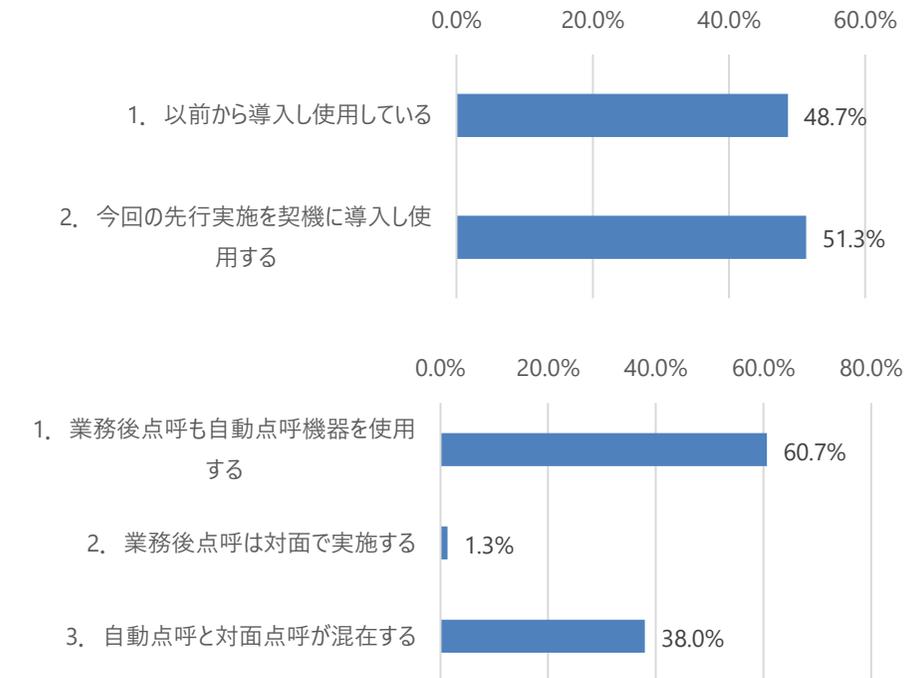
※全ての点呼機器において、点呼データや情報はクラウドサーバーにて保管される。

- 国土交通省の採択を受けて先行実施に参加する事業者から、令和6年12月18日時点で回収した実施前アンケート調査結果（114事業者、150営業所）によれば、業務前自動点呼を実施予定の運転者数は2,392人となっている。
- 業務前自動点呼に取り組む意義は、点呼執行者の労働時間削減、点呼の確実性向上、健康起因事故の防止が主たるものとなっている。
- また、先行実施に取り組む営業所のうち48.7%が「以前から、業務後自動点呼機器を導入し使用している」状況にあり、業務後でも自動点呼を利用予定の営業所が6割、対面と併用していく営業所が4割となっている。

業務前自動点呼に取り組む意義



業務後自動点呼機器の導入状況及び先行実施での利用



- 10月に業務前自動点呼を実施した20事業者において、業務前自動点呼の総実施回数は2,911回、業務前自動点呼を行った運転者数は344人であった。
- 11月に業務前自動点呼を実施した37事業者において、業務前自動点呼の総実施回数は8,886回、業務前自動点呼を行った運転者数は累計671人であった。
- 先行実施において、事業開始から1ヶ月が経過しない間、立会いのもとで業務前自動点呼を実施することを求めているが、事業者が従前と同等の安全性を確保することができると判断し、これよりも短い期間で、運行管理者が立ち会わない状況で実施いただいた事業者もみられた。

従前と同等の安全性を確保することができると判断した理由

■ 以前より業務後自動点呼を実施

以前より業務後自動点呼を実施しており、運転者は機器操作に慣れていた。先行実施事業開始一週間後には全ての運転者が機器操作に関して戸惑うことが全くなかった。

■ 事前の練習と準備

実施許可が下りる前に十分に練習をしていた

■ 運転者の技術的スキル

運転者は普段から納品先で顔認証システム等を利用して受付を行っており、PC操作にも慣れている者が多く、3日程度で機器操作に戸惑いなくなった

■ 操作の容易性

点呼機器はタッチパネル式で操作ができるものであり、戸惑いはなかった

■ 運行管理者による説明

対面点呼実施後に運行管理者立会いの下操作方法の説明を実施。先行実施事業開始から一週間様子を見たのち問題なしと判断したため、運行管理者の立ち合いなしで実施

- 先行実施要領に示した要件（機器・施設・社内体制）に対し、先行実施を実施する自動車運送事業者より、データ・情報を得て分析・考察を行い、制度化に向けた検討を進める。

目的

検証すべき内容

検証に用いるデータ・情報

対面点呼と同等の行為が安定かつ継続し実施されていることの確認及び課題の把握

本人確認☆

酒気帯びの確認☆

健康状態の確認

日常点検結果の確認

安全確保のための必要な指示

乗務可否の判断

点呼結果の記録・伝達☆

☆:業務後自動点呼の要件を適用可能

事業用自動車の運行の安全の確保

自動点呼機器の使用がもたらす効果及び課題の把握

その他事業者の自動点呼機器使用に関する期待

定量的に判断ができる健康状態の確実な確認方法及び健康かどうかの判断について検討が必要

運転者の健康状態を数値で把握することによる点呼の確実性向上や健康起因の事故防止に資する必要

整備管理者と連携しながら、車両の整備管理を維持する方法の検討が必要

機器において事業用自動車の運行の安全を確保するために必要かつ有効な指示となる必要

乗務可否の総合的な判断を行う方法の検討が必要。乗務不可と判断した場合、当該運転者が運行中止をする必要

点呼執行者の深夜、早朝、休日の労働時間削減など業務負担の軽減となる必要

点呼記録簿の電子化による保管管理の確実性向上や後日確認できることのメリットが生じる必要

システムが安定稼働し円滑な自動点呼が実施される必要。機器故障時等の非常時にも代替措置が講じられる必要

事業者、運行管理者・補助者、運転者が安心、信頼し自動点呼機器を使用できる必要

①

【月度調査】事業者から業務前自動点呼実施に関するデータ・情報の収集

- ・自動点呼実施回数
- ・自動点呼中断の回数及び理由
- ・自動点呼中止（乗務不可）の回数及び理由
- ・自動点呼を受けた運転者による運行の中断や事故発生の状況
- ・自動点呼未実施の事例と対応
- ・機器故障等による対面点呼などへの切替 など

②

③

④

⑤

⑥

⑦

⑧

⑨

【期中・期末調査】一部事業者へのヒアリング、運行管理者および運転者へのアンケート

- ・自動点呼の利便性や信頼性評価
- ・自動点呼による健康状態測定に対する有用性や効果の把握
- ・運行管理者の業務負担の変化
- ・運行の安全性確保に関する評価
- ・制度や機器要件に関する意見 など

- 運転者ごとに設定した平常時血圧値について、「先行実施開始前10日間の血圧測定値の平均を参考とした」が大半であった。また、平常時血圧値からの許容範囲では、10~20mmHg程度の乖離を許容する者が多かった。
- 運転者ごとに設定した平常時体温について、「先行実施開始前10日間の体温の平均を参考とした」が大半であった。また、平常時体温からの許容範囲では、1°C以下の乖離を許容する者や、一律で体温の上限値を設定している者が多かった。

平常時血圧値及び許容範囲の設定

平常時血圧値の決定方法	回答数
1.先行実施開始前10日間の血圧測定値の平均を参考とした	45
2.公的機関等から公表された血圧の平均値を参考とした	4
3.産業医等の助言をもとに設定した	0
4.そのほか（開始前10日前の測定値の平均に加え、年2回の健康診断の結果を参考にした）	1

平常時血圧値の許容範囲の設定

・一律で10~20mmHg程度の乖離を許容
 ・運転者ごとに許容範囲を1ヶ月間の血圧の変化を見て設定という意見があった。また室内外の気温の差を考慮して、許容範囲を多めに設定しているという意見もあった。

平常時体温及び許容範囲の設定

平常時体温の決定方法	回答数
1.先行実施開始前10日間の体温の平均を参考とした	46
2.公的機関等から公表された体温の平均値を参考とした	5
3.産業医等の助言をもとに設定した	0
4.そのほか	0

平常時体温の許容範囲の設定

・1°C以下の乖離を許容
 ・一律で体温の上限値を設定
 ・1°C以下の乖離を許容 + 上限値を設定という意見があった

血圧・体温の許容範囲について、出勤直後や車両点検・清掃等から帰ってきた直後では高く出てしまうといった意見もあり、随時許容範囲を調整したり、落ち着いてから点呼するなどの対応の工夫がみられた。

- 10月及び11月の業務前自動点呼の総実施回数11,797回に対し、
 - ◆ 中断（体温・血圧、疾病・疲労・睡眠不足に関する自己申告） 11回（0.093%）
 - ◆ 中止（アルコール検知、日常点検結果の不良） 7回（0.059%）
 - ◆ 機器故障 15回超（-）
 があり、運行管理者が適切に自動点呼を再開、対面点呼に切り替える等の対応ができていた。
- 業務前自動点呼により点呼を受けた運転者が交替した事例は2件あり、業務前自動点呼を受けた運転者による事故、運行の中止等は報告されていない。

業務前自動点呼の中断のケース

ケース	回数	発生した事象及び対応
中断	11回 (0.161%)	<ul style="list-style-type: none"> ● 夜間勤務の運転者が睡眠時間入力を間違え登録して中断し、<u>対面立会により確認</u>（11月、2回、一般貨物） ● 体温が平常値からの許容範囲を超えたが、再度測定をしたところ平常値となったため、<u>自動点呼を再開させた</u>。（11月、一般貨物） ● 最大血圧が平常値からの許容範囲を超えたが、再度測定をしたところ平常値となったため、<u>自動点呼を再開させた</u>。（11月、一般貨物） ● 最大血圧が平常値からの許容範囲を超えたが、再度測定をしたところ平常値となったため、<u>自動点呼を再開させた</u>。（11月、一般貨物） ● 最低血圧で中断し、運行管理者の指示で再度血圧を測りなおして再点呼をし、<u>乗務可の判断をした</u>。（11月、一般貨物） ● 最高血圧が162mmHg。運転者本人と対面確認を実施。睡眠時間、体調、疲労確認に異常は無く運転可能と判断。最高血圧のエラー設定値を再度見直し、<u>自動点呼を実施し運転OKと判断した</u>。（11月、一般貨物） ● 最低血圧で平常値の許容範囲を超えたが、再測定を実施し、許容範囲に収まったので<u>運行を指示</u>。（11月、一般貨物） ● 血圧が平常値からの許容範囲を超えたが、再度血圧測定をしたところ平常値となったため、<u>自動点呼を再開させた</u>。（11月、一般貨切） ● 血圧が設定数値から外れた数値だったため、運行しなかった。（11月、一般貨物） ● 血圧が設定数値から外れた数値だったが、運行管理者立会いの下、再度、測定して設定数値内の数値を確認し<u>運行開始させた</u>。（11月、一般貨物）

業務前自動点呼の中止・機器故障等のケース

ケース	回数	発生した事象及び対応
中止	7回 (0.059%)	<ul style="list-style-type: none"> ● アルコール呼気濃度が0ではなかった。運転者は抜歯の翌日、うがい薬の使用によりアルコールが検出されたが、1時間後にはアルコール濃度が0になったため、<u>対面点呼を経て乗車</u>。(10月、一般貨物) ● アルコール呼気濃度が0%でなかったが、<u>0%になったのを確認して運行開始させた</u>。(11月、2回、一般貨物) ● アルコール検出したが、口をゆすいでアルコールが出なかったため<u>対面で点呼して乗務させた</u>。(11月、2回、一般貨物) ● アルコール0.075 mg/Lを検出。運転者本人と対面確認を実施。前日の飲酒も無く、マウスウォッシュが原因。水道水で「うがい」を実施後、再度自動点呼を実施し、<u>アルコールチェック測定結果：0.0 mg/Lにて運転OKと判断した</u>。(11月、一般貨物) ● アルコール呼気濃度が0ではなかったため、運転者を交替させた。(11月、一般貨物)
機器故障	15回超 ※連続した機器故障があったため「超」と表記	<ul style="list-style-type: none"> ● 体温測定はできたが、<u>血圧計のデータがうまく転送されずにシステムエラーが発生</u>。<u>対面点呼により対応した</u>。その後、メーカーに連絡しシステムエラーを解消。(10月、一般貸切) ● パソコンがフリーズし、<u>一切の操作が出来なくなり、運行管理補助者の対面点呼により対応した</u>。同日午後3時頃に運行管理者がパソコンを強制再起動。各種測定機器の作動状況等に異常がないことを確認した。(11月、一般貸切) ● ネットの不具合が発生し、<u>対面点呼により対応</u>。(11月、一般貨物) ● 11月中に体温計と血圧計のPC連携接続にエラーが頻発し、<u>計測不能</u>。<u>対面点呼に切り替え点呼を実施した</u>。(11月、一般貸切2営業所) ● Bluetoothの接続エラーにより体温測定できず、<u>立会いの運行管理者が対面点呼を実施して出発</u>。翌日機器の設定を変更し解決。(11月、一般貨物) ● 計9回血圧計の起動失敗し、<u>システムやPCの再起動を行い、その後改善し自動点呼を完了した</u>。(11月、一般貨物)
現場での運用 (参考)	7回 (0.059%)	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>顔認証システムが運転手の顔をスムーズに認証できず、自動点呼の実施を見合わせて対面点呼で対応</u>。その後、メーカーに問い合わせ、<u>顔認証を再登録することで問題を解消</u>。(10月、一般貨物) ● 点呼予定を入力しておらず、<u>立会いの運行管理者が対面点呼を実施して出発</u>。(11月、2営業所計6回、一般貨物)

- 10月から業務前自動点呼を開始した4事業者に対してヒアリングを実施した結果、業務前自動点呼機器を活用しながらも、直接運転者とコミュニケーションをとる運用の工夫や、機器では伝えきれない内容についての指示事項の伝達の工夫、リアルタイムの情報共有の工夫がみられた。

ヒアリングで出された意見

論点	ヒアリングで出された意見
業務前自動点呼機器の使い方	<ul style="list-style-type: none"> ● 早朝や夜間など運行管理者が常にいるわけではない時間帯に業務前・業務後自動点呼機器の活用を考えている。（一般貸切A） ● 業務前は、運転者の出発時間が早朝であるため、運行管理者や補助者が出勤していない時間帯に自動点呼機器を利用する。一方、業務後は、運行管理者や補助者と運転者がコミュニケーションを取る場として対面を残している。（一般貨物B）
疲労・疾病・睡眠不足に関する自己申告に対する信頼度	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務前自動点呼機器に対して、疾病、疲労、睡眠不足に関する状態を正直に申告していると思われる。当社のドライバーは真面目な人が多く、実際に調子が悪ければ先に言う。（一般貸切A） ● 対面点呼では見目で判断することができたが、機械による点呼ではその判断ができないため、不安はあるが、体調不良のときは自己申告してきており、代替運転者を用意する体制も整えている。（一般貨物A） ● 正直に申告していると思う。業務後点呼は対面で点呼しているのでチェックしており、業務前に運転者が嘘を言う理由がない。また、点呼のときに言われてなくても、日頃からコミュニケーションしている。（一般貨物B）
自動点呼機器による指示事項の有用性	<ul style="list-style-type: none"> ● 運転者に対する指示事項としては、車間距離の確保、凍結路面の注意や、長距離を走るドライバーには4時間に30分以上の休憩を取ること、高速走行時の注意などがある。（一般貸切A） ● 運行前日に細かい指示はしている。安全運転に関する指示事項を機器に入力している。（一般貨物A） ● 従前から業務の細かい指示は、仕事のグループ単位で、リーダーから運転者本人へ連絡を行っており、自動点呼を導入しても運用は変更していない（一般貨物B）
気象状況や道路状況の変化などリアルタイム情報への対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 点呼予定を立てる時点では対応できないが、スマートフォンを用いたグループチャットで情報を共有する体制を整備しており、<u>即座の情報共有ができるようになっている。</u>（一般貸切A）

- 運行管理者の立場からは、効果として業務効率の向上や点呼の質の向上が挙げられた。課題としては対面点呼時に見えていた運転者の微妙な変化を見られないことが挙げられた。
- 運転者の立場からは、健康に関する意識の向上が挙げられた。課題として血圧測定による点呼時間の増加が挙げられた。

業務前自動点呼の効果と課題

運行管理者

運転者

効果

- 深夜・早朝や休日の点呼を自動点呼に代替することで、**運行管理者の業務時間の削減や、他の業務に従事する時間の確保**が可能となった
- 点呼による他の業務の中断がなくなり、**業務効率の向上**が図られた
- 体温や血圧の測定結果をもとに判断されるため、**点呼の信頼性が向上**した
- 運転者の健康状態を数値で把握できるため、**日々の健康状態の把握が容易**になった
- 点呼記録が自動的に保存されるため、**点呼記録の確実性が向上**した

- 運行管理者がトイレ等で**離席している場合や他の業務を実施している場合であっても、運転者が待機することなく点呼を受ける**ことが可能
- 深夜・早朝の場合、運行管理者が待っていることを考えると気が重かったが、その心理的負担がなくなった
- 体温と血圧の測定が習慣化することで、**健康に対する意識が向上**した
- **自身の健康状態を把握する機会**となり、自身の健康管理に配慮するようになった

課題

- 運転者との会話機会が減少するため、業務やプライベート等の相談などを行う機会が減少し、人間関係が希薄になってしまわないか不安を感じる。**点呼時以外にコミュニケーションをとる機会を確保する必要**がある
- 機器の故障やエラーが心配になる
- 対面点呼時にリアルタイムで実施可能であった、**微妙な疲労感やストレスの兆候を見出して声がけ**することが、**難しくなった**

- 機器の操作に関して不安を感じている
- 対面点呼では実施していなかった確認（血圧測定等）による**点呼時間の増加**を感じている
- 朝などに点呼が集中した際、**血圧測定に時間を要**することが気になっている

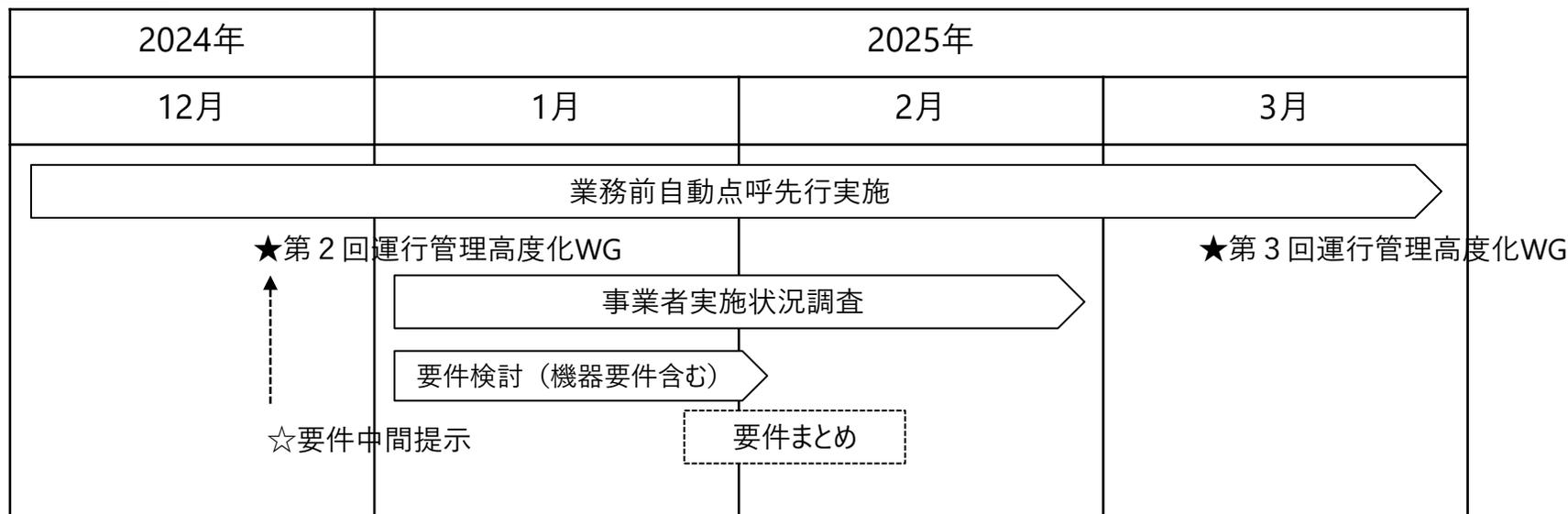
各課題に対する現状の対応方針

- 先行実施の結果を踏まえ、現段階での要件化に向けた各課題への対応方針を以下に示す

課題	検証結果	要件化に向けた対応方針
健康状態の報告・確認	<p>体温、血圧のバイタルデータの結果が運行管理者が設定した閾値から外れる場合、又は、運転者による疾病・疲労・睡眠状態の自己申告の結果が一つでも悪い場合、運行管理者に即刻通知され、運行管理者が運転者の状況を確認し、運行可否の最終判断を行うことを求めた。運行管理者の確認を経て運行可となったケースが見られた。</p>	<p>業務前自動点呼において、体温、血圧の定量的なバイタルチェック及び健康状態の自己申告を求める。バイタルの結果が閾値から外れる場合、又は、自己申告の結果異常がみられる場合は、運行管理者による運行可否の判断を求めることとする。自動点呼のみを実施する場合、対面点呼で見られていた運転者の表情等の微妙な変化が見られなくなることから、運行管理者と運転者による定期的なコミュニケーション等を求めることとする。</p>
日常点検結果の報告・確認	<p>日常点検の結果の報告を求め、異常があった場合は点呼が中止され、運行管理者に即刻通知され、運行管理者が整備管理者と連携して対応する体制を求めた。実際に日常点検の異常により点呼が中断されるケースはなかった。（異常があった場合点呼実施前に対応）</p>	<p>点検記録簿は必ずしもデジタルでなくても可とするが、点呼時に日常点検の実施結果の入力・保存を求める。業務前自動点呼実施時の整備管理の実施方法については整備管理規定にて明記することを求めることとする。</p>
運転者への指示事項	<p>事前の指示事項の入力を求めた。事前に入力した内容に加え、リアルタイム性が求められる情報について伝達が必要な場合があった。</p>	<p>指示事項の事前入力は必須とする。また、リアルタイムでの伝達が必要となった場合の連絡体制の確保を求めることとする。</p>
業務可否の判断	<p>運転者の血圧が高かったこと、アルコール検知により業務不可となるケースがそれぞれ1件ずつあった。いずれも交替運転者を手配して運行を実施。健康状態確認において、運行管理者の確認を経て、運行可となったケースが見られた。</p>	<p>アルコール検知有、又は、車両異常有の場合は点呼が中止され、運行管理者に即刻通知され、運行管理者の対応を求める。健康状態で異常が見られた場合は点呼は中断され、運行管理者に即刻通知され、運行管理者が内容を確認したうえで、運行可と判断した場合は運行管理者が点呼を再開できることとする。なお、運行管理者が確認する場合は必ずしも対面を求めないが、ビデオ通話等顔が見える方法を推奨とする。</p>

- 12月末までに先行実施の申請を受け付ける事業者についても実施状況を確認し、制度化に向けて現段階の要件が適切か確認、検証を進める。
- 一方、一定のN数が取れていること、事業者からのニーズも高く早期の制度化が望まれていることから、令和7年度春からの制度化に向けて、現段階の対応案を基本に、点呼の确实性を担保するために必要な要件及び運用上の遵守事項についてとりまとめを進める。

スケジュール案



論点 業務前自動点呼の先行実施について

10月及び11月の業務前自動点呼の先行実施結果に対し、安全確保の観点から、対面点呼と比較して気になる点はあるか。

現段階の要件化に向けた対応は適切か。
今後の進め方は適切か。

業務後自動点呼の要件及び実証実験で使用した機器の要件を踏まえ、業務後自動点呼の機器要件に加えて、先行実施では以下の要件を追加

機器・システムの要件（一部抜粋）

- ⑦ 運転者の健康状態に関する数値として血圧及び体温を測定する機能（以下「健康状態測定機能」という。）を有し、その測定結果及び運行管理者が設定した運転者ごとの平常時の値と測定結果との差異を自動的に記録及び保存する機能を有すること。加えて、これらの測定結果については有効時間を設定する事ができ、一定期間経過した測定結果は無効として再測定を求める機能を有すること。
- ⑧ 健康状態測定機能の使用前又は使用中に当該運転者について生体認証符号等を使用する方法により確実に識別する機能を有し、生体認証符号等による識別が行われた場合に、健康状態測定機能が作動する機能を有すること。ただし、③の生体認証符号等による識別の後一定期間の間に健康状態測定機能を使用する場合に限り、本機能は省略することができる。
- ⑨ 運転者の疾病・疲労・睡眠不足に関する自己申告の結果を記録及び保存する機能を有すること。
- ⑩ ⑦⑨の結果から安全な運転をすることができないおそれの有無について自動で判定を行う機能を有すること。なお、判定基準は運行管理者が運転者ごとに設定できる機能を有すること。
- ⑪ ⑩の結果、安全な運転をすることができないおそれがあると判定された場合には、直ちに運行管理者に対し警報又は通知を発する機能を有し、この場合において、業務前自動点呼を中断する機能を有すること。
- ⑫ ⑪で業務前自動点呼を中断した場合において、運行管理者に連絡を行ったうえで、運行管理者等がその内容を確認し、運行管理者が運行の安全確保に支障がないと判断した場合は、業務前自動点呼を運行管理者が再開することができる機能を有すること。

* 赤字は業務前自動点呼の実施に係る事項

業務後自動点呼の要件及び実証実験で使用した機器の要件を踏まえ、業務後自動点呼の機器要件に加えて、先行実施では以下の要件を追加

機器・システムの要件（一部抜粋）

- ⑬ ⑫の機能を用いて業務前自動点呼を再開する場合において、業務前自動点呼を中断した運転者について、生体認証符号等による識別が行われた場合に、業務前自動点呼を中断したところから再開できる機能を有すること。
- ⑭ ⑫の機能を用いて業務前自動点呼が再開された場合において、その事実を自動的に記録及び保存する機能を有すること。
- ⑮ 運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車について、道路運送車両法第47条の2第1項及び第2項の規定による点検の結果を記録及び保存する機能を有すること。
- ⑯ ⑮の結果、異常が認められた場合は、直ちに運行管理者に対し警報又は通知を発する機能を有し、この場合において、業務前自動点呼を完了することができない機能を有すること。
- ⑰ 運行管理者が運転者等に対して伝える指示事項を、当該運転者等ごとに画面表示又は音声等により伝達する機能を有すること。

* 赤字は業務前自動点呼の実施に係る事項

業務後自動点呼の要件と同等の施設・環境要件を求める

施設・環境要件

- ① なりすまし、アルコール検知器の不正使用及び所定の場所以外で業務前自動点呼が実施されることを防止するため、業務前自動点呼実施場所の天井に監視カメラを備える等、運行管理者等が、業務前自動点呼を受ける運転者等の全身を常時又は業務前自動点呼実施後に、明瞭に確認することができること。
- ② 業務前自動点呼が途絶しないために必要な通信環境が確保されていること。

業務後自動点呼の要件及び実証実験の結果を踏まえ、業務後自動点呼の運用上の遵守事項に加えて、先行実施では以下の要件を追加

運用上の遵守事項

- ① 事業者は、本事業の趣旨を理解したうえで、国土交通省又はワーキングの求めに応じて必要事項を報告すること。
- ② 事業者は、**本事業開始から1ヶ月が経過しない間、運行管理者の立会いのもとで業務前自動点呼を行うこと。1ヶ月が経過した後は、可能な限り運行管理者が立ち会わずに業務前自動点呼を行うこと。**なお、事業者により1ヶ月が経過しない中で、従前と同等の安全性を確保できると判断された場合には、この限りではない。その場合は、その理由と判断した日時を記録として残すこと。
- ③ **運転者が酒気を帯びていること又は過去の健康状態の傾向と異なることが確認された場合は、運行管理者が当該運転者の状態を確認するための適切な措置を講じることができる体制を整備すること。**また、当該事象が確認され、業務不可と判断した場合には、その状況を国土交通省へ報告すること。
- ④ 事業者は、運転者の識別に必要な生体認証符号や健康状態の測定結果等の取扱い（特に業務の可否判断に影響するバイタルデータや健康状態の申告に係る情報などが個人を特定しない形で国土交通省に報告されること）について、あらかじめ、対象となる運転者の同意を得ること。

* 赤字は業務前自動点呼の実施に係る事項